

内部監査の実施状況について
(平成26年3月26日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	平成 25 年 10 月 23 日 から 平成 25 年 10 月 29 日 にかけて実施	1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項	・休暇簿の必要事項の記載もれ、記載誤り、押印もれがあった。 4 課 ・超過勤務命令簿の押印もれ、押印誤りがあった。 2 課	・請求の都度、勤務時間管理員が記載内容の確認することを徹底し、さらに定期的に再点検を行うことを徹底した。 ・超過勤務命令簿作成時の記載内容の確認を徹底し、さらに再点検を行うことを徹底した。

内部監査の実施状況について
(平成26年3月26日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
高松労働基準 監督署 他4署	平成25年10月1日 から 平成25年10月21日 にかけて実施	1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項	・契約担当官、物品管理官の事務補助者の任命がされていないところがあった。2署	・会計職員の事務補助者の任命はもれなく行うよう指示、徹底した。

<p>高松公共職業安定所 他5所</p>	<p>平成25年10月3日から 平成25年10月18日にかけて実施</p>	<p>1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項</p>	<p>・資金前渡官吏・物品管理官の事務補助者の任命誤り、物品管理官・契約担当官の事務補助者の任命もれがあった。3所 ・現金出納簿の記載誤りがあった。2所 ・預託金月計突合が適切に処理されていないものがあった。1所 ・支払決議書に押印もれがあった。1所 ・支払決議書の編纂に不備がみられた。1所 ・会計関係官印の印箱の鍵の管理は所長が行うべきところ、庶務課長が行っている所があった。1所 ・小切手受払簿に書損小切手の番号記載もれがあった。1所 ・旅行命令簿が手書き作成されていない所があった。1所 ・休暇簿の必要事項に記載誤りがあった。1所</p>	<p>・会計職員の事務補助者の任命はもれなく適正に行うよう指示、徹底した。 ・現金出納簿の定期的な点検の徹底を行った。 ・帳簿等との突合を確実に行うよう指示、徹底した。 ・支払決議書の定期的な点検の徹底を行った。 ・支払決議書は毎月確実に編纂するよう指示、徹底した。 ・鍵の管理は所長が行うよう指示、徹底した。 ・受払簿の定期的な点検の徹底を行った。 ・旅行命令簿の手書き作成について指示、徹底した。 ・記載内容の再点検を徹底した。</p>
--------------------------	---	--	---	--